

平成23年度入学料免除・徴収猶予結果について

入学料免除者・徴収猶予許可者が決定しました。

- 結果は、各申請者に郵送にて通知しました。万が一、6月10日（金）までに通知が届かない場合は、学生支援課奨学金・免除窓口までお問い合わせください。
- 半額免除者、非免除者及び徴収猶予不許可者は、結果通知に同封の振込依頼書により、6月16日（木）までに所定の入学料を納入してください。
ただし、半額免除者及び非免除者のうち経済的理由を認定された者は、納入期限までに徴収猶予の申請を行うことができます。詳細は結果通知又は別紙掲示「**入学料免除結果の告知を受けてから行う入学料徴収猶予の申請について**」を参照してください。
- 徴収猶予許可者は、10月31日（月）までに所定の入学料を納入してください。納入期限の約15日前に入学料振込依頼書を送付します。早めの納入を希望される場合は、学生支援課に連絡してください。

平成23年6月6日
学 生 支 援 課